

## 河川愛護モニターを募集します

国土交通省では、沿川住民の方々の協力の下で、河川整備、河川利用又は河川環境に関する地域の要望を十分に把握し、地域との連携をさらに進め、あわせて河川愛護思想の普及啓発及び河川の維持管理の適正を期するために、河川愛護モニター制度を実施しています。

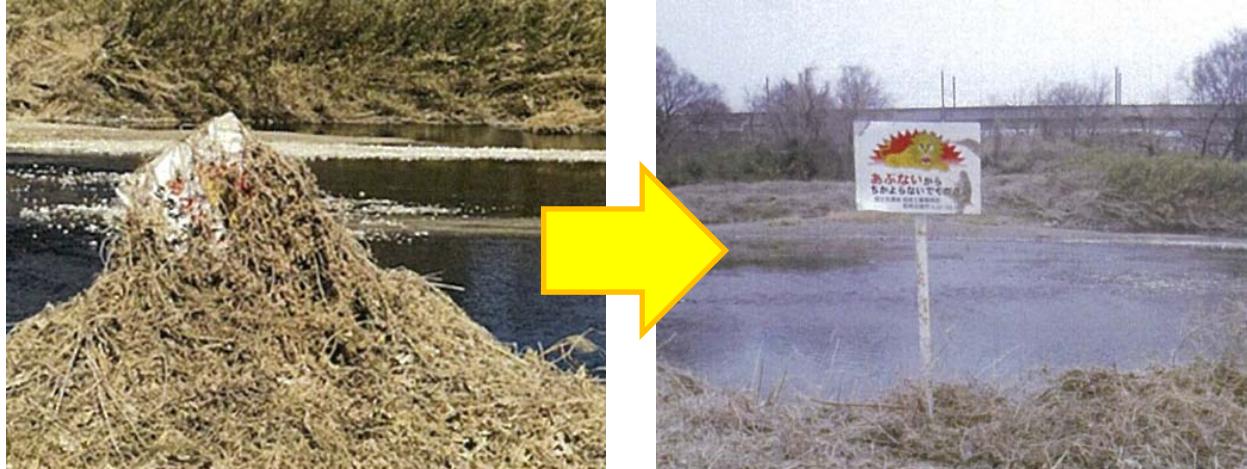
現在委嘱させて頂いている方の任期が6月末をもって満了することから、新たに河川愛護モニターを以下により公募することに致しましたので、興味のある方は、応募要綱をお読みのうえ、別紙河川愛護モニター応募用紙に必要事項を記載し下記の応募先に送付してください。選考のうえ、6月中旬に結果を応募者の皆様全員に郵送でお知らせします。

- 活動内容は、日常の生活の範囲内で知り得た情報を河川管理者に伝えることなどです。  
(詳しくは、別紙応募要綱をご覧ください。)  
平成30年7月1日から令和2年3月までの期間においては、地域住民からの河川の整備等に関する要望、河川利用上の障害、不法投棄や施設の異常などの情報について、800件を超える提供を頂き、河川の維持管理に役立てております。
- 期間は、令和2年7月1日から令和4年6月30日まで（2年間）
- お願いする河川は、烏川、碓氷川、鎌川、神流川の一部で、次の3ブロック(各1名)です。  
(別紙「河川愛護モニター配置表」参照)
  - ① 烏川及び碓氷川  
• 高崎市並木町（君ヶ代橋下）～鎌川合流点  
高崎市下豊岡町（八千代橋上流700m）～烏川合流点
  - ② 烏川及び鎌川  
• 鎌川合流点～利根川合流点  
高崎市山名町（鎌川橋下）～烏川合流点
  - ③ 神流川  
• 藤岡市浄法寺（神流川筋合堰下）～烏川合流点
- 応募資格は、烏・神流川等に接する機会が多く、河川愛護に関心を持ち、活動内容を実行できる活動力を有する満20歳以上の心身とも健康な方で、上記①～③の活動範囲の近隣（おおむね5km以内）に居住する方
- 手当 月額 4,500円
- 応募方法は、国土交通省高崎河川国道事務所ホームページ、事務所、高崎出張所窓口に備え付けの応募要綱をお読みのうえ、別紙河川愛護モニター応募用紙に必要事項を記載し応募先に送付してください。
- 応募締切は、令和2年5月29日（金）必着です。
- 応募・問い合わせ先は、下記までお願いいたします。

高崎河川国道事務所 河川管理課  
河川愛護モニター担当 あて  
〒370-0841 高崎市栄町6-41  
TEL 027-345-6041 FAX 027-345-6091

## 河川愛護モニターから頂いた報告について、 対応を行った事例を紹介します。

○「看板が草に埋もれて傾きほとんど見えない」との報告を受け、草の刈り取りと補修を行った事例



○「車のタイヤが不法投棄されている」との報告を受け、回収を行った事例



○「樹木が台風で、堤防上に倒れて通行に支障がある」との報告を受け、回収を行った事例

